

至急

岐医発第1841号
令和4年10月14日

地域医師会長 各位

岐阜県医師会
会長 伊在井 みどり
(公印省略)

自宅療養者への医療提供事業交付金に係る概要資料の改正について

みだしの事について、県感染症対策推進課長より、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件は、「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」の設置を受け、当該事業交付金の概要資料における「3 主な流れ」(1)(6)の内容が改正された旨の通知です。

つきましては、貴会におかれましてもご丁知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご高配を賜りますようお願いいたします。

なお、本件は、岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症の自宅療養関連情報：重要なお知らせ・医師向け情報」に掲載されますことを申し添えます。

担当者	岐阜県医師会 事務局 伊藤
連絡先	TEL (058-274-1111) FAX (058-271-1651)

事 務 連 絡
令和4年10月13日

岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

自宅療養者への医療提供事業交付金に係る概要資料の改正について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、全数届出の見直しへの対応として、「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」を設置し、発生届対象外となる65歳未満の重症化リスクの低い患者に対し、自宅療養期間中の健康相談や療養支援等を行っております。

この度、「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」の設置を受け、別添のとおり、「岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金」の概要資料を改正しましたので送付いたします。(改正箇所は朱書き部分です。なお、保健所や宿泊療養施設、患者からの依頼による場合も、従来通り交付金の対象となります。)

貴団体におかれましては、改正後の概要資料を貴会員等へ周知いただくとともに、今後も引き続き、自宅療養者等への医療提供にご協力いただくようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
医療・検査体制対策室 諸戸、松野、山田
TEL：058-272-1111（内線）4065

自宅療養者支援チーム
健康フォローアップ班 担当：遠藤、橋本
TEL：058-272-1111（内線）4845

メール：c11237@pref.gifu.lg.jp



岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者への医療提供事業交付金

1 実施概要

新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への医療機関等による電話や情報通信機器を用いた診療又は往診等に対して交付金を支給。

2 交付金の額

電話等診療	3,000 円
往診	15,000 円
訪問看護	8,280 円

※自宅療養が終了となるまでの間、患者毎に1日につき1回に限り算定可。

3 主な流れ

(1)-1(発生届の届出対象の方^{注1})

県庁健康フォローアップ班の健康観察又は 24 時間相談窓口にて症状悪化の確認

(1)-2(発生届の届出対象外の方(下記①から④に該当しない方))

岐阜県陽性者健康フォローアップセンター(TEL:050-3613-9615)の 24 時間相談窓口にて症状悪化の確認

注1 次のいずれかに該当する方

- ① 65 歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与が必要な方、
又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

(2)県庁健康フォローアップ班又は岐阜県陽性者健康フォローアップセンターが、医師会対応医療機関リストを参照し患者の診療を依頼（※保健所や宿泊療養施設、患者からの依頼の場合も流れは同じ）

(3)医療機関が、電話診療、オンライン診療又は往診を実施

(4)医療機関が、院外処方の場合、処方箋を FAX(薬剤を当日中に患家持参可能な薬局リストを県医師会 HP 掲載) 訪問看護が必要な場合、訪問看護ステーションに指示書を送付

(5)薬局が、電話等による服薬指導・薬剤配送を実施

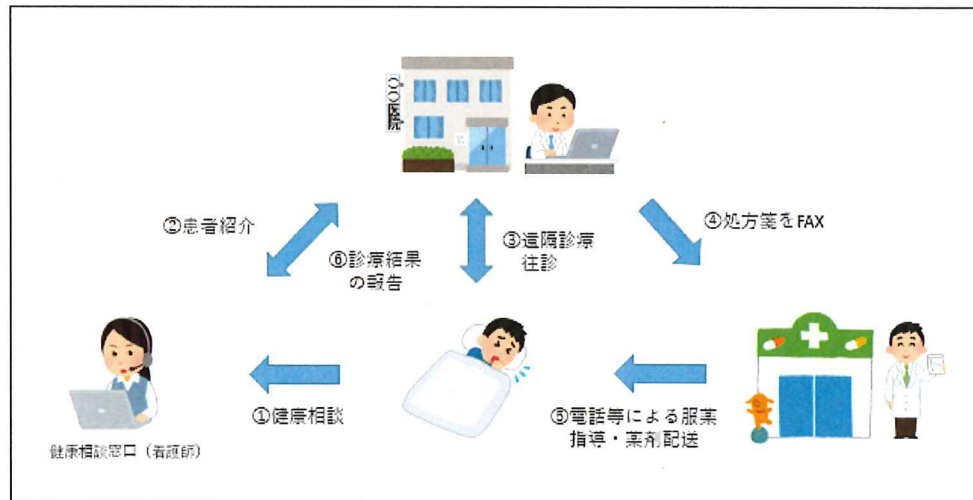
訪問看護ステーションが、患家を訪問

(6)医療機関が、診療所見報告書（別紙様式）を県庁健康フォローアップ班に翌日までに提出

※入院調整等が必要な場合、県庁健康フォローアップ班までお電話ください。なお、入院調整等に当たって診療結果の報告書が必要になりますので、同時に FAX 等にてご提出ください。(岐阜県陽性者健康フォローアップセンターから診療を依頼した場合も、入院調整等が必要な場合は県庁健康フォローアップ班へ電話及び FAX をお願いします。県庁健康フォローアップ班から岐阜県陽性者健康フォローアップセンターへ情報をつなぎます。)

県庁健康フォローアップ班 TEL:058-272-8506 FAX:058-272-8510

<概念図>



4 支払いの流れ

交付申請

医療機関・訪問看護ステーションから県へ下記の書類を提出してください。

必要書類	提出時期・方法	提出先
診察所見報告書 (別紙様式)	診療、往診、及び訪問看護 を実施した翌日までに FAX により提出	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 自宅療養者支援チーム 健康フォローアップ班
交付申請書 (要綱 別記第1号様式)	実績を月末締めでまとめ、 実施月の翌月 15 日までに 月ごとに郵送により提出。	
診療報告書 (要綱 別紙)		
請求書 (要綱 第3号様式)		
	(例 : 8月実施分は9月15 日までに提出)	

交付決定通知

県から申請者へ文書(要綱別記第2号様式)により通知します。

支払い

交付申請がなされた月の概ね翌月末までに請求書に書かれた口座へ振り込みます。

○交付要綱、様式等は、岐阜県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/172823.html>